

第7章

電子商取引

(1) 概要

WTO 第2回閣僚会議（1998年5月）において「グローバル電子商取引に関する宣言」が採択されて以降、WTO、OECD、UNCITRAL、APECにおいて、電子商取引が如何なる法的規律もしくは規制枠組の対象となり得るのかについて、議論がなされてきた。かような国際的枠組みにおいては、未だに結論には至っていない一方、豪シンガポールFTA（2003年2月署名）において「電子商取引章」が設けられて以降、EPA/FTAにおける実効的な法的規律の設定が進んでいる。

電子商取引に関する法的規律については、主に「電子商取引の概念」、「デジタルコンテンツの分類」「関税不賦課」が議論されてきた（図表Ⅲ-7-1）。

①電子商取引の概念

「電子商取引」という概念は、未定義若しくは個別の用語・定義で用いられている（図表Ⅲ-7-2参照）。EPA/FTAにおいて設置されている「電子商取引章」についても、“electronic commerce”の定義はなされていないものの、電子商取引を構成する以下の特徴が挙げられている。

(a)技術中立性

電子商取引は伝統的に行われてきた商取引との比較において、手段・技術に差はあるものの、それ以外の要素は中立であるとする考え方。

具体的には、商取引にまつわる意思表示の手段（書面、電子メール等）、国際的なサービスの提供手段（書面の郵送、ファクシミリでの送付、電話による報告、電子メール等）、ソフトウェアなど無形製品の媒介手段（CD、DVDなどの形態による物品としての貿易、放送用電波やインターネット等の通信網）が手段として挙げられている。

(b)経済的発展機会

電子商取引による国際取引の利点の維持発展に向け国際的に一致した取組を推進すべきだという考え方。電子商取引における貿易円滑化効果を重視する。

(c)取引信頼環境

詐欺や情報流出機会増大などのリスク面に注目し、回避もしくは軽減のために国際的に一致した取組を推進すべきだという考え方。

②デジタルコンテンツの分類

デジタルコンテンツを売買する際に生じる代価について、物の購買料か、サービスの対価か、または知的財産権の使用料のいずれか分類するかに応じて、WTO協定において適用される規律がGATT、GATS、またはTRIPSとそれぞれ異なる。「電子商取引章」を有するEPA/FTAを締結している国のうち、米国、豪州及び日本は、当該分類論に特段の見解を持たない立場を貫いている。具体的には、WTOにおける議論には中立の姿勢を保持するとともに、「電子商取引章」においては附註等の形で言及している。

③関税不賦課

インターネット上で海外のサイトから、ソフトウェアを有料でダウンロードしても、関税は賦課されない。これは、電子的送信を捕捉して関税を賦課することが、現状の技術では不可能という側面もあるが、法的にも電子的送信に関税が賦課されないことは国際的に合意されている。

WTOにおいては、第2回閣僚会議（1998年5月）以降、「電子的送信に対する関税を賦課しないという現行の慣行を継続」（関税不賦課のモラトリアム）が断続的に継続している。第11回閣僚会議（2017年12月）

においても、次回閣僚会議までの継続が決定された。二国間 EPA/FTA においても、米国や豪州が締結した FTA における電子商取引章では、関税不賦課を恒久的な法的義務として規定している。

ソフトウェアを含むキャリアメディアの関税賦課のあり方については、WTO 発足以前から GATT の関税評価委員会において議論されてきた¹。同委員会では、「ソフトウェアを有線や衛星によって送信できれば、関税の問題は生じない」ことが、ソフトウェアの関税評価における固有の考慮すべき事情とされている。

将来的に電子的送信の捕捉が技術的に可能となった場合、関税不賦課のモラトリウムが終了すると共に電子的送信に対し課税を開始する WTO 加盟国が現れる恐れがある。このリスクに備えることが二国間 FTA における本規定の目的である。

しかし、締約国からの電子的送信であっても、それが締約国から発信されたものか、非締約国から発信されたものが締約国を経由しているだけなのか、電子的送信の発信地を特定することも困難である。すなわち締約国二国間に限定した関税不賦課の政策的恩恵の実施は不可能となる可能性は高い。

したがって、本規定の目的は、二国間 EPA/FTA の増加に伴い事実上発生する「関税不賦課コミュニティ」が、技術的不可能性の終焉とともに実効性を持った区分として確立されることを目指したものであるとする考え方も存在する。

（２）国際機関における議論

①WTO

WTO における議論については、第 II 部補論 3「電子商取引」参照。

②OECD

OECD によるガイドラインは、EPA/FTA においても援用されている。「OECD 電子商取引閣僚級会議」（1998 年 10 月）にて採択された「OECD 電子商取引行動計画」では、以下の 4 原則が提示されている。

（a）ユーザー・消費者との信頼構築

消費者保護については、「電子商取引に関する消費

者保護ガイドライン」（1999 年、2016 改訂）において、「透明で有効な消費者保護」「公正な営業・広告・販促行為」「オンラインでの情報開示」「確認プロセス」「支払」「紛争解決と救済」「プライバシー保護」「啓蒙・周知」の 8 原則を挙げると共に、その実施とグローバルな協力を推奨・提案している。「国際詐欺防止ガイドライン」（2003 年）では、「公正な営業・広告・販促行為」の原則がより具体化された。

プライバシー保護については、「プライバシー保護及び個人データの国家間送受信に関するガイドライン」（1980 年）に基づきプライバシー保護向上の技術検証や利用者意識向上などの活動を推進している。本ガイドラインは、2013 年に改訂された。

情報セキュリティと認証については、「情報システムの安全性に関するガイドライン」（1992 年）及び「暗号政策ガイドライン」（1997 年）が制定されている。前者は「情報システムおよびネットワークの安全性に関するガイドライン」（2002 年）として改訂された後、2015 年 9 月に「経済的社会的繁栄のためのデジタルセキュリティリスクマネジメント」として再度、改訂された。

（b）デジタル市場の基本ルール確定

税制については、1997 年に電子商取引課税の基本的枠組について議論が行われた「トゥルク会議」以降の検討成果として、「OECD 電子商取引閣僚級会議」（1998 年 10 月）では「電子商取引の税制枠組条件」が制定された。ここでは、電子商取引に関する税制の基本原則として中立性、効率、確実性・平明さ、効果・公平さ、柔軟性などの原則が必要だと提唱されている。これら原則実施のための税制枠組としては、納税者向けサービス、税務行政（納税者個人情報や納税者認証等）、収税、消費税、国際税制と協力という要素を特定している。

貿易政策と市場アクセスについては、2000 年 12 月、当時の各国 GATS 約束表を特にオンラインサービス提供の視点から分析して報告している。

（c）電子商取引のための情報インフラの強化

「情報インフラへのアクセスと利用」については、ネットワークサービス価格の在り方や電気通信規制や

¹ 1984 年東京ラウンドで採択された関税評価委員会の決定（VAL/8）とその議論（VAL/M/10）において、ソフトウェアを搭載した運搬用媒体に対する関税の課税評価について、ソフトウェアのコストや価格を差し引いた運搬用媒体のみの価格を対象とする評価方法も GATT7 条（関税評価）と整合するとの解釈がなされた。この評価方法は、WTO 発足後も GATT7 条の実施に関する協定の解釈等に関する WTO 決定 6 でも参照されている。

事業者相互接続について、主に通信技術面での市場動向と政策含意についての検討がなされてきた。電子商取引との関係については、「ローカルアクセス価格と電子商取引」（2000年）において、国際的なネットワーク普及度の差異がもたらす「国際デジタル・ディバイド」への認識と政策的対応が取り上げられている。

「インターネット管理とドメイン名システム」については、2005年5月に国連傘下のインターネットガバナンス作業部会に対し統計情報提供等の報告を行っている。

（d）電子商取引がもたらす利益の最大化

「経済・社会へのインパクト」、「電子政府」、「中小企業」、「教育・技能」、「僻地開発と情報通信技術」、「開発協力」、「グローバル参加」が議論されてきた。OECDでは、整合性の高い国際統計を整備するために、電子商取引の定義や各種指標を提案しつつ、調査報告書を発表している。

③UNCITRAL

1966年に創設されたUNCITRAL（国際連合国際商取引法委員会）においては、電子商取引及び電子署名に関するモデル法が採択されている。

（a）電子商取引に関するモデル法

1996年に採択され、翌年1月に国連総会決議として採択された。意思伝達や情報蓄積の手段として、書面に替わって電子的手段を利用することに対する法のモデルを各国に提供することを目的とする。

「情報は、それがデータメッセージの形体であることのみを理由として法的効力、有効性または執行力を否定されてはならない」（第5条）、「契約の成立に関しては、当事者が別段の合意をしないかぎり、申込および申込の承諾はデータメッセージによって表示することができる」（第11条）などを内容とする。1998年に改正された。

（b）電子署名に関するモデル法

「電子商取引に関するモデル法」における電子署名に関する規定（第7条）をベースに、その後の技術発展を反映させた電子署名に関するモデル法として、2001年に採択された。

電子署名と手書き署名との同等性の認定に関して技術的信頼性に関する基準が設定されると共に、電子

署名に使用される個別の技術製品のいずれに対しても立法上の優位性を与えないという技術中立性の保証が明示された。

④APEC

電子商取引の持つ大きな潜在力と重要性に対する認識は、「21世紀へのビジョン」（1997年）及び「電子商取引に関する活動青写真」（1998年）として首脳宣言において共有されてきており、1999年には、APEC高級実務者特別タスクフォースとして電子商取引運営グループ（ECSG:Electronic Commerce Steering Group）が設置された。これまでデータプライバシーやペーパーレス貿易などについて議論が行われている他、APECにおける取組の中でEPA/FTAのモデル章の一つとして電子商取引章モデルも策定されている。ESCGは、2007年に貿易投資委員会（CTI）傘下の作業部会に移行した後、2019年、発展的に解消、デジタル経済運営グループ（DESG:Digital Economy Steering Group）に改組され、従来の電子商取引に加え、APECインターネット及びデジタル経済ロードマップに定められた11の重点分野についてその進捗をモニターすることになった。

（a）データプライバシー

APEC加盟エコノミー間での情報流通が不必要に妨げられることを防ぐため加盟エコノミーで一貫した情報プライバシー保護の取組みを推進することを目的として、2005年11月のAPEC首脳会議において「APECプライバシーフレームワーク」が承認された。この中では、1980年のOECDのガイドラインを踏襲しつつ、新たな要素として「被害の防止」を盛り込んだ原則が掲げられた。更に、同フレームワークをベースに、国境を越えて個人情報を取り扱う組織に対するルールとして「越境プライバシールールシステム」（CBPRs）の策定が進められた。

2007年にAPEC閣僚会合ならびに首脳会合で採択された「APECデータプライバシーパスファインダー」に基づき2008年から開始された「パスファインダープロジェクト」を通じて、事業者向け自己査定ガイドラインの策定や、越境プライバシー執行のための協力取決め（CPEA）の採択が行われた。

CBPRは、2011年11月に閣僚会合において主要文書が承認された。また、2014年1月にはAPECと欧州の情報流通の相互運用性を促進するため、「欧州拘束的企业準則（BCR）とAPEC越境プライバシールールシス

テムのためのコモンレファレンシャル」がとりまとめられた。さらに、APEC プライバシーフレームワークはアップデートが図られ、2016 年 11 月の閣僚会議によって「APEC プライバシーフレームワーク 2015」が承認された。

CBPR システムには、2019 年 12 月現在、米国、メキシコ、日本、カナダ、韓国、シンガポール、チャイニーズ・タイペイ、豪州が参加する他、フィリピンも参加に向けて正式なアプリケーションを APEC に提出したところである。企業等の越境個人情報保護体制が APEC 情報プライバシー原則へ適合しているかを、企業等の申請に基づいて審査、認証する認証機関は、ECSG（現 DESG）による承認を経て米国、日本及びシンガポールの機関が事業を開始しており、米の認証機関から 27 社が、日本の認証機関（JIPDEC、2016 年 6 月～）から 3 社が認証を取得している。

（b）貿易に係る文書の電子化（ペーパーレス貿易）

2004 年 9 月、ECSG の下部部会であるペーパーレス貿易サブグループ（現在は消滅）が「国境を越えたペーパーレス貿易環境に向けての戦略と行動」を策定し、同年 11 月の第 16 回 APEC 閣僚会議にて承認された。この文書では 2020 年に APEC 域内での貿易関連情報を電子的に送信できる環境を確立させることを目標に掲げる一方、全体像や統合計画が欠如していることも表明しており、他の関係部会（税関手続きに関する作業部会（SCSC）、農業技術協力作業部会（ATC WG））との共同作業の下、以下を含む作業計画の実施を求めている。

（作業計画の主な内容）

- ・電子衛生証明書、植物衛生証明書（e-SPS）の実現
- ・税関申告項目の調和
- ・貿易関連文書の電子的な交換に伴う問題を議論するためのワークショップや途上エコノミーに対する技術支援

なお、近年の APEC では、サプライチェーンの連結性向上、手続きコスト（費用、時間）低減の具体的手段の 1 つとして文書の電子化を検討する傾向が強い。2019 年の議長エコノミー、チリは、自らが掲げた優先課題のうちの「統合 4.0」の成果として、中国、ペルーと共同して「単一窓口及び相互運用を通じたサプライチェーン統合 4.0 アクションプラン」をまとめた。本アク

ションプランでは、2020 年以降も関心エコノミーによるパイロットプロジェクトを継続して実施の上、実施されたプロジェクトをまとめたレポートを 2021 年の高級実務者会合において承認する予定とされている。

なお、チリは「統合 4.0」について「第 4 次産業革命の基盤であり、貿易の円滑化、税関間の調整、グローバルバリューチェーン（GVC）への参加、インフラ投資等の次世代の課題に焦点を当てる」と解説している。

（c）WTO における議論の後押し

WTO においては有志国における本議論が継続して行われている一方、APEC 加盟エコノミーの一部は本交渉への参加を表明していない状況。そのため我が国では、2019 年 APEC 開催エコノミーのチリと共同して、電商関係法制度に関する能力構築を実施するためのプロジェクトを提案し、CTI において承認された。2020 年 1 月より、まずは PSU による電子商取引に関する各加盟エコノミーの国内法の有無、内容について調査を実施中。

（3）EPA/FTA の電子商取引章

適用範囲、デジタル・プロダクトの無差別待遇と非関税、電子署名と認証、消費者保護などから構成される。

①適用範囲

（a）電子的サービス提供における技術中立性

技術的手法の違いに対しサービス貿易規律は中立的であるべきという技術中立性の原則に基づき、サービスの提供は、電子的手段またはその他手段とも等しくサービス貿易規律の適用を受けることについて、電子商取引の観点から確認している。

（b）適用除外事項の明記

機微事項として適用除外とする方法については、電子商取引章全体から除外する場合と、実体規律個別に除外する場合に分けられる。

除外対象としては、内国税、補助金・政府調達、放送・音響映像サービス、GATT・GATS における一般例外・安全保障例外措置、投資における非整合措置などが挙げられる。

②他章との調整規定

物品貿易章、サービス貿易章、投資章、知的財産章など他章との重複適用を前提としている場合、「非整合の範囲内で規律不適用」という形式での調整がなされている。

③デジタル・プロダクトの無差別待遇

WTO におけるデジタルコンテンツ分類論が膠着する一方、EPA/FTA においては、デジタルコンテンツに相当するものとして「デジタル・プロダクト」を定義した上で、内国民待遇と最恵国待遇を設定している。

(a) デジタル・プロダクトの定義

米シンガポール FTA において「コンピュータ・プログラム、文章、動画、静止画、音声録音、そしてその他の製品で、デジタル符号化がなされているもの」として定義されて以降、デジタル・プロダクトを定義するほとんどの EPA/FTA においては、本定義が援用されている。

ただし、「電子的に転送されるものであるか、キャリアメディアに固定されたものであるかを問わない」とする場合と「キャリアメディアに固定されたものは含まない」とする場合が存在する。

(b) 内国民待遇

物品やサービス貿易における内国民待遇と同様の概念として、デジタル・プロダクトは産地や製作者などの国籍によって内外差別を受けない。

(c) 最恵国待遇

物品やサービス貿易における最恵国待遇と同様の概念として、デジタル・プロダクトは産地や製作者などの国籍によって非締約国との間に差別を受けない。

④関税

第2回 WTO 閣僚会議（1998 年）以降、断続的に継続されている「関税不賦課のモラトリウム」を恒久的な法的拘束力を与えたもの。

CD や DVD などのキャリアメディアに固定されているか、電子的に送信されるかに関わらず「デジタル・プロダクトの輸出入に関して」「内国税を除き、関税、費用その他の課徴金を」賦課しないという米国型と、WTO モラトリウムの文言を援用して「締約国は、締約国間での電子的送信に関税を賦課しないという現在の慣行を維持する」としている豪州型とがある。

⑤ソース・コード

過去に中国やインドにおいて機器に組み込まれたソフトウェアのソース・コードの開示を求める措置が採用・検討されたことがあり WTO の場において各国からこうした措置の見直しを求める声があった。

一部の国において保護主義的政策が見られる中、国内産業振興策、その他経済政策等により、今後、いずれかの国がかかる規制を導入する可能性は排除できない。このような状況は域内の ICT デバイスの生産者、サービス提供者、投資家にとって潜在的な懸念であり、かかる要求を予防的に牽制する規定するため、ソフトウェア自身やソフトウェアを組み込んだ機器について、その輸入や販売等の条件として、政府がソース・コードの移転及び開示を要求しないことを義務づけている。本規定は、我が国の EPA のうち、日モンゴル EPA 電子商取引章において初めて規定され、TPP 及び CPTPP 協定、日 EUEPA、日米デジタル協定においても同様の内容が規定された。

なお、日米デジタル協定においては、ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズム（問題の解決手順。計算方法。ソース・コード等によって表現される抽象的な概念。）についても移転・アクセス要求の禁止の対象としている。

⑥コンピュータ関連設備の所在地に関する要求の禁止

いわゆるクラウド・コンピューティングのサービスを提供している業者にとって、各国からその国の区域内にサーバやデータセンターの設置を求められることは、設備のグローバルな最適配置を妨げられる要因となる。また、かかるサービスを利用する側の企業にとっても、グローバルなサービス提供者をパートナーとして海外展開するに当たって、進出先で国内サーバの利用を義務づけられれば、不必要なコストを負うこととなる。本規定は、こうした要求を締約国が行うことを原則的に禁止するものであり、近年急速に発展し拡大する電子商取引市場に合わせて、新たなルール作りが必要となってきたというニーズを踏まえ、我が国の EPA のうち、日モンゴル EPA 電子商取引章において初めて規定され、TPP 及び CPTPP 協定、日米デジタル協定においても同様の内容が規定された。

なお、日モンゴル EPA 及び TPP 及び CPTPP 協定においては、公共政策の正当な目的を達成するために、一定の条件下で適合しない措置を採用し、又は維持する

ことを妨げるものではない旨の規定を設けている。

⑦情報の電子的手段による国境を越える移転

本規定は、締約国は事業の実施のために行われる場合には、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転を許可することを規定しており、我が国の EPA のうち、TPP 協定及び CPTPP 協定、日米デジタル協定において初めて規定された。

なお、TPP 及び CPTPP 協定、日米デジタル協定においては、公共政策の正当な目的を達成するために、一定の条件下で適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない旨の規定を設けている。

⑧国内規制

規制負荷の最小化や産業主導による電子商取引の発展などを原則として明記したもの。UNCITRAL「電子商取引に関するモデル法」、APEC モデル章、GATS 国内規制条項を援用する例などがある。

⑨電子署名と認証サービス

公開鍵基盤（PKI）に関する締結国間における相互運用性の追求、行政サービスに関連して発行する電子証明書についての相互承認の追求、従来手法の署名と電子署名との間における法的効果の同等性と署名手法の選択における技術中立性の保証、電子取引の法適合性について取引当事者が法廷で立証する機会を妨げる立法の防止などが一般的である。

国内法上、電子署名の定義が異なる二国間においては、相互運用や相互承認などの議論が困難となるケースが多い。

⑩貿易実務に係る文書の電子化（ペーパーレス貿易行政）

原産地証明書から通関・検疫・入国関連書類まで、貿易行政に関する書類を電子的書式で公的に利用可能な状態とすること、政府はメールなど電子的に提出された貿易行政書類について紙ベースの書類として提出されたものと法的に同等であるとして受領することなどが規定されている。

法的拘束力が強い義務規定としている場合は例外事項が設定しており、既存の国内法および国際法上の要請がある場合、電子化が貿易行政の効率を落とすような場合にはこれら義務は適用されないとしている。

⑪オンライン消費者保護

OECD「電子商取引に関する消費者保護ガイドライン」（1999 年）における原則「各国が消費者保護に関する措置の採用・維持を行う際にはそれが透明で効果的でなくてはならない」を反映させた規定。協定によっては、消費者保護団体間での協力、迷惑メールの対策、プライバシー保護などに関する規定が盛り込まれているケースが存在する。

なお、プライバシー保護の必要性については、APEC「プライバシーフレームワーク」（2005 年）及び OECD「プライバシー保護及び個人データの国家間送受信に関するガイドライン」（1980 年）遵守の必要性や国際標準等への考慮が盛り込まれている。

⑫民間の参画

APEC モデル章における「国内規制枠組」中の「産業界主導の原則」を豪州が EPA/FTA において援用していた部分を条項化したもの。

日スイス EPA では、APEC モデル章において「協力」として整理されていた民間の自主規制を推奨するという規定も当条項内に盛り込まれている。

⑬協力

APEC「電子商取引に関する活動青写真」において盛り込まれた中小事業者の電子商取引利用促進、先進技術や商慣習に関する情報共有、国境を越える情報流通の維持、国際的フォーラム等における議論への積極的な参加などが盛り込まれている。

（４）個別協定の特徴

（図表Ⅲ－７－３ 参照）

①豪シンガポール FTA（2003 年 2 月署名、2003 年 7 月発効）

②米シンガポール FTA（2003 年 5 月署名、2004 年 1 月発効）

③米チリ FTA（2003 年 6 月署名、2004 年 1 月発効）

④米豪 FTA（2004 年 5 月署名、2005 年 1 月発効）

⑤インド・シンガポール包括経済連携協定（2005年6月署名、2005年8月発効）

⑥米韓 FTA（2007年6月署名、2012年3月発効）

⑦日スイス EPA（2009年2月署名、2009年9月発効）

⑧韓 EU・FTA（2010年10月署名、2011年7月発効）

⑨日豪 EPA（2014年7月署名、2015年1月発効）

⑩日モンゴル EPA（2015年2月署名、2016年6月発効）

⑪中韓 FTA（2015年6月署名、2015年12月発効）

⑫中豪 FTA（2015年6月署名、2015年12月発効）

上記各 EPA における特徴は、2017年版不公正貿易報告書 787 頁～792 頁参照。

⑬TPP（環太平洋パートナーシップ）協定（2016年2月署名）

第14章「電子商取引章」として、定義（1条）、適用範囲及び一般規定（2条）、関税（3条）、デジタル・プロダクトの無差別待遇（4条）、国内の電子的な取引の枠組み（5条）、電子認証及び電子署名（6条）、オンラインの消費者の保護（7条）、個人情報保護（8条）、貿易に係る文書の電子化（9条）、電子商取引のためのインターネットへの接続及びインターネットの利用に関する原則（10条）、情報の電子的手段による国境を越える移転（11条）、インターネットの相互接続料の分担（12条）、コンピュータ関連設備の設置（13条）、要求されていない商業上の電子メッセージ（14条）、協力（15条）、サイバーセキュリティに係る事項に関する協力（16条）、ソース・コード（17条）、紛争解決（18条）から構成される。

同協定では、企業等のビジネスの遂行のためである場合には、電子的手段による国境を越える情報（個人情報を含む。）の移転を認める「情報の電子的手段による国境を越える移転」や、企業等が自国の領域内でビジネスを遂行するための条件として、コンピュータ関連設備を自国の領域内に設置すること等を要求してはならない「コンピュータ関連設備の設置」、他の締

約国の者が所有する大量販売用ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを原則として要求してはならない「ソース・コード」条項が規定された。

⑭環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）（2018年3月署名、2018年12月発効）

内容は上記 TPP 協定に同じ。

⑮日 EUEPA（2018年7月署名、2019年2月発効）

第8章「サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引」の第F節「電子商取引」として、目的及び一般規定（8・70条）、定義（8・71条）、関税（8・72条）、ソース・コード（8・73条）、国内規制（8・74条）、事前の許可を不要とする原則（8・75条）、電子的手段による契約の締結（8・76条）、電子認証及び電子署名（8・77条）、消費者の保護（8・78条）、要求されていない商業上の電子メッセージ（8・79条）、電子商取引に関する協力（8・80条）、データの自由な流通（8・81条）から構成される。

同協定では、他の締約国の者が所有するソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを原則として要求してはならない「ソース・コード」条項や、いずれの締約国も電子的な送信に対して関税を賦課してはならないものとする「関税不賦課」条項が規定された。また、締約国は、本協定の発効後3年以内に、自由なデータ流通に関する条項を含める必要性を再評価することが規定されている。

⑯日米デジタル貿易協定（2019年9月署名、）

定義（第1条）、適用範囲（第2条）、一般的例外（第3条）、安全保障のための例外（第4条）、信用秩序の維持のための例外並びに金融政策及び為替政策のための例外（第5条）、租税（第6条）、関税（第7条）、デジタル・プロダクトの無差別待遇（第8条）、国内の電子的な取引の枠組み（第9条）、電子認証及び電子署名（第10条）、情報の電子的手段による国境を越える移転（第11条）、コンピュータ関連設備の設置（第12条）、対象金融サービス提供者のための金融サービスのコンピュータ関連設備の設置（第13条）、オンラインの消費者の保護（第14条）、個人情報の保護（第15条）、要求されていない商業上の電子メッセージ（第16条）、ソース・コード（第17条）、コン

ピュータを利用した双方向サービス（第 18 条）、サイバーセキュリティ（第 19 条）、政府の公開されたデータ（第 20 条）、暗号法を使用する情報通信技術産品（第 21 条）から構成される。同協定では、情報の電子的手段による国境を越える移転を禁止、制限してはならないとする「情報の電子的手段による国境を越える移転」条項や、自国の領域内で事業を実施するための条件として、企業等に自国の領域内においてコンピュータ関連設備を利用、設置することを要求してはならないとする「コンピュータ関連設備の設置」条項、他方の締約国の者が所有するソフトウェアの輸入・流通・販売・使用の条件として、ソース・コード又はソース・

コードにおいて表現されるアルゴリズムの移転又はアクセスを原則として要求してはならないとする「ソース・コード」条項、情報通信技術産品の製造・販売・流通・輸入・使用の条件として、同産品の製造者又は供給者に対して①財産的価値を有する情報（特定の技術、生産工程、暗号に関する情報等）を当該締約国の領域に所在する者に対して移転すること、②情報通信技術産品の使用等について、当該締約国の領域に所在する者と提携・協力すること、③特定の暗号を使用することを要求してはならないとする「暗号法を使用する情報通信技術産品」条項が規定された。

＜図表 III-7-1＞電子商取引に関する主要な国際的取組みの系譜

	WTO	OECD	UNCITRAL	APEC	二国間協定等 (署名時)
1980		「プライバシー保護及び個人データの国家間送受信に関するガイドライン」			
1992		「情報システムの安全性に関するガイドライン」			
1997		「暗号政策ガイドライン」	「電子商取引に関するモデル法」		
1998	「グローバルな電子商取引に関する閣僚宣言」 「電子商取引作業計画」 関税不賦課モラトリアム合意	「電子商取引の税制枠組条件」 「OECD電子商取引行動計画」		「電子商取引に関する活動青写真」	
1999		「電子商取引に関する消費者保護ガイドライン」公表		電子商取引運営グループ設置	
2000					
2001	関税不賦課モラトリアム延長	「ローカルアクセス価格と電子商取引」 「電子商取引に関する円卓会議」	「電子署名に関するモデル法」		
2002					
2003		「情報システムおよびネットワークの安全性に関するガイドライン」			豪シンガポールFTA 米シンガポールFTA 米チリFTA
2004	関税不賦課モラトリアム延長	国際詐欺防止ガイドライン制定		「(認証) 管轄領域を横断する電子商取引での使用に供しうる証明書の発行手法に関するガイドライン」	米豪FTA 豪タイFTA
2005	関税不賦課モラトリアム延長		「国際契約における電子的コミュニケーションの利用に関する条約」	「APECプライバシーフレームワーク」	泰ニューージーランド緊密経済連携協定 インドシンガポール包括経済連携協定 韓シンガポールFTA
2006					米ペルーTPA 米コロンビアFTA
2007					米韓FTA

	WTO	OECD	UNCITRAL	APEC	二国間協定等 (署名時)
2008	関税不賦課モラトリウム 延長			「APECデータプライバシーパスファインダー」 APEC貿易円滑化モデル措 置電子商取引章合意	豪チリ FTA
2009				「APEC越境プライバシー 執行のための協力取決 め」	日スイス EPA
2010					韓EU・FTA
2011				「APEC越境プライバシ ー・ルール (CBPR)」	
2012	関税不賦課モラトリウム 延長				豪マレーシア FTA
2013					
2014					日豪 EPA
2015					日モンゴル EPA 中韓 FTA 中豪 FTA TPP
2016	関税不賦課モラトリウム 延長	「プライバシー保護及び 個人データの国家間送受 信に関するガイドライ ン」の改訂			
2017					
2018					CPTPP 日 EUEPA

<図表 III-7-2> “Electronic Commerce” に関する諸定義原文

1998年9月に採択されたWTO電子 商取引に関する作業計画より	(パラ1.3 第1文) Exclusively for the purposes of the work programme, and without prejudice to its outcome, the term “electronic commerce” is understood to mean the production, distribution, marketing, sale or delivery of goods and services by electronic means.
1997年1月に国連総会決議として 採択されたUNCITRAL「電子商取 引に関するモデル法 (Model Law on Electronic Commerce)」より	(前文パラ2) Noting that an increasing number of transactions in international trade are carried out by means of electronic data interchange and other means of communication, commonly referred to as “electronic commerce”, which involve the use of alternatives to paper-based methods of communication and storage of information,
1997年1月にOECDから発表された 文書 “Measuring Electronic Commerce” より	Electronic commerce refers generally to all forms of transactions relating to commercial activities, including both organisations and individuals, that are based upon the processing and transmission of digitised data, including text, sound and visual images.
2001年にOECDから発表された文 書より、広義の定義 (Summary Record of the 2001 meeting	An electronic transaction is the sale or purchase of goods or services, whether between businesses, households, individuals, governments, and other public or private organisations, conducted over computer-mediated networks.

[DSTI/ICCP/IIS (2001) M])	The goods and services are ordered over those networks, but the payment and the ultimate delivery of the good or service may be conducted on or off-line.
2001年にOECDから発表された文書より、狭義の (Internet transaction) 定義 (Summary Record of the 2001 meeting [DSTI/ICCP/IIS (2001) M])	An Internet transaction is the sale or purchase of goods or services, whether between businesses, households, individuals, governments, and other public or private organisations, conducted over the Internet. The goods and services are ordered over the Internet, but the payment and the ultimate delivery of the good or service may be conducted on or off-line.
2009年のOECD広義/狭義の定義統合	An e-commerce transaction is the sale or purchase of goods or services, conducted over computer networks by methods specifically designed for the purpose of receiving or placing of orders. The goods or services are ordered by those methods, but the payment and the ultimate delivery of the goods or services do not have to be conducted online. An e-commerce transaction can be between enterprises, households, individuals, governments, and other public or private organisations.

<図表 III-7-3> 二国間協定等で具体的に規定されている内容

	豪シンガポール 自由貿易協定	米シンガポール 自由貿易協定	米チリ自由貿易協定	米豪自由貿易協定
	03年2月署名 03年7月発効	03年5月署名 04年1月発効	03年6月署名 04年1月発効	04年5月署名 05年1月発効
①適用範囲	○「WTO規則の適合性確認」(前文) ○目的と定義(1条) ○例外(9条) ○紛争解決規定の不適用(10条)	○総則(14条1項) ○電子的サービス提供(14条2項) ○定義(14条4項) ○GATS一般例外適用(総則最終章21条1項パラ2) ○金融プルデンシャル措置適用除外(金融章10条10項パラ1/2)	○一般規定(15条1項) - 協定内他章もしくは附属書にある関連する規定、例外、非整合措置を除外 ○電子的サービス提供(15条2項) ○定義(15条6項) ○GATS一般例外適用(例外章23条1項パラ2) ○金融プルデンシャル措置適用除外(金融章12条10項パラ1/2)	○総則(16条1項) ○電子的サービス提供(16条2項) ○定義(16条8項) ○GATS一般例外適用(例外章22条1項パラ2) ○金融プルデンシャル措置適用除外(金融章13条10項パラ1/2)
②他規律との調整規定				○デジタル・プロダクト無差別と知的財産権章(17章)との調整(16条4項パラ3(c))
③デジタル・プロダクト無差別待遇 (NT=内国民待遇、MFN=最恵国待遇)		○デジタル・プロダクト(14条3項パラ3/4) - キャリアメディア・電子送信両方含むNT及びMFN規定 - 放送サービス適用除外 - 越境サービス章・金融章・投資章で設定されている整合措置も適用除外	○デジタル・プロダクト無差別(15条4項) - 電子送信のみNT及びMFN規定 - 協定発効後1年以内は規律非整合な現行措置を維持可能(それ以降は附属書に明記したもののみ維持可能)	○デジタル・プロダクト無差別(16条4項) - キャリアメディア・電子送信両方含むNT及びMFN規定 - 放送サービスならびに音響映像サービス適用除外 - 越境サービス章・金融章・投資章で設定されている整合措置も適用除外 - 補助金・行政サービスも適用除外
④関税	○二国間「電子送信」への関税不賦課恒久義務化(3条)	○デジタル・プロダクト(14条3項パラ1/2) - 二国間「電子送信」への関税不賦課恒久義務化 - キャリアメディア搭載デジタル・プロダクトは従来通りの税関評価を固定義務化	○デジタル・プロダクトへの関税(15条3項) - 二国間「電子送信」への関税不賦課恒久義務化	○関税(16条3項) - 二国間「電子送信」ならびにキャリアメディア搭載のデジタル・プロダクト両方に対し関税不賦課恒久義務化
⑤国内規制	○国内規制枠組(4条)			
⑥電子署名及び認証サービス	○電子認証及び電子署名(5条)			○認証及びデジタル証明書(16条5項)
⑦貿易実務に係る文書の電子化(ペーパーレス貿易行政)	○ペーパーレス貿易(8条)			○ペーパーレス貿易(16条7項)
⑧オンライン消費者保護	○オンライン消費者保護(6条) ○オンライン個人データ保護(7条)			○オンライン消費者保護(16条6項) - OECD「電子商取引に関する消費者保護ガイドライン」原則援用
⑨民間の参画	○国内規制枠組(4条)			
⑩協力			○協力(15条5項)	
⑪国境を越える情報流通			○協力(15条5項パラ(c)) - APECモデル措置の越境情報流通維持の協力	
⑫迷惑メール				
その他	○透明性(2条)			

豪タイ自由貿易協定	豪ニューージーランド 緊密経済連携協定	印シンガポール包括経済連携協定	米韓自由貿易協定
04年7月署名 05年1月発効	05年4月署名 05年7月発効	05年6月署名 05年8月発効	07年6月署名 12年3月発効
○目的及び定義（1101条） ○紛争解決規定の不適用（1109条）	○目的及び定義（10条1項） ○紛争解決規定の不適用（10条8項）	○総則（10条1項） ○電子的サービス提供（10条3項） ○定義（10条2項） ○例外（10条5項） -政府調達適用除外 -一般例外・安全保障例外 -他章での非整合措置適用除外 -放送サービス適用除外	○総則（15条1項） ○電子的サービス提供（15条2項） ○定義（15条9項） ○GATS一般例外適用（例外章23条1項パラ2） ○金融ブルデンシヤル措置適用除外（金融章13条10項パラ1/2）
		○デジタル・プロダクト（10条4項パラ3/4） -キャリアメディア・電子送信両方含むNTのみ規定 -放送サービス適用除外 -越境サービス章・金融章・投資章で設定されている整合措置も適用除外	○デジタル・プロダクト無差別（15条3項パラ2/3） -キャリアメディア・電子送信両方含むNT及びMFN規定（特にNTは二国間貿易への適用を強調） -放送サービス適用除外 -越境サービス章・金融章・投資章で設定されている整合措置も適用除外 -補助金・行政サービスも（NTのみ）適用除外
○二国間「電子送信」への関税不賦課恒久義務化（1102条）	○二国間「電子送信」への関税不賦課恒久義務化（10条2項）	○デジタル・プロダクト（10条4項パラ1/2） -二国間「電子送信」への関税不賦課恒久義務化 -キャリアメディア搭載デジタル・プロダクトは従来通りの税関評価を固定義務化	○デジタル・プロダクト無差別（15条3項パラ1） -二国間「電子送信」ならびにキャリアメディア搭載のデジタル・プロダクト両方に対し関税不賦課恒久義務化 -規律運用に関する見解相違の協議規定あり
○国内規制枠組（1103条）	○国内規制枠組（10条3項）		
○電子認証及びデジタル証明書（1104条）			○認証及びデジタル証明書（15条4項） -電子署名の技術中立性原則の追加規定あり -「正当な政府目的」等による例外規定あり
○ペーパーレス貿易（1107条）	○ペーパーレス貿易（10条6項）		○ペーパーレス貿易（15条6項）
○オンライン消費者保護（1105条） ○オンライン個人データ保護（1106条）	○オンライン消費者保護（10条4項） ○オンライン個人データ保護（10条5項）		○オンライン消費者保護（15条5項） -OECD「電子商取引に関する消費者保護ガイドライン」原則援用 -両政府当局間協力規定（詐欺等に関する強制執行当局、消費者保護当局）
○国内規制枠組（1103条）	○国内規制枠組（10条3項）		
○協力（1108条）	○協力（10条7項）		
			○境情報流動（15条8項） -個人情報保護関連規定（「APECプライバシーフレームワーク」原則の援用）
		○透明性（10条6項）	○「電子商取引のためのインターネットへのアクセスならびに使用の原則」（15条7項）

日スイス経済連携協定	豪NZ・ASEAN 自由貿易協定	韓EU自由貿易協定	豪マレーシア自由貿易協定
09年2月署名 09年3月発効	09年2月署名 10年1月発効	10年10月署名 11年7月発効	12年5月署名 13年1月発効
○適用範囲（70条） ○総則規定（71条） ○定義（72条） ○例外（83条） -GATS/GATT一般例外条項・安全保障例外条項援用 -補助金・行政サービス・租税措置適用除外	○目的（1条） ○定義（2条）	○目的及び原則（7条48項パラ1） ○音響映像サービス適用除外（越境サービス貿易節7条4項パラ1、及び、設立節7条10項） -音響映像サービスは「韓EU文化協力議定書」にて規定。	○目的（15.1条） ○サービスの電子的提供（15.2条） ○定義（15.3条）
○物品貿易章・サービス貿易章・投資章・、知的財産章との調整規定（総則規定（71条パラ3）	○紛争解決章への不適用（10条）		
○デジタル・プロダクト無差別待遇（73条） -電子送信のみNT及びMFN規定（ただしNTは努力規定） -サービス章・投資章で設定されている整合措置も適用除外 -デジタル・プロダクト国籍決定に関する原則規定と説明義務設定 -発効5年後再協議規定			
○WTO関税モラトリウム確認規定（関税（76条）		○目的及び原則（7条48項パラ3） -電子的手段による送信に関税を賦課しない。脚注に「韓国は、電子的送信を物品/サービスのいずれとも予断しない立場」	○関税（15.4条）
○国内規制（77条） -GATS6条（国内規制）原則部分援用	○国内規制枠組（3条）		○国内規制枠組（15.5条）
○電子署名及び認証サービス（78条） -国内法に定められる特定取引例外規定あり -「正当な政府目的」等による例外規定あり	○電子認証及びデジタル証明書（5条）	○規制案件の協力（7条49項パラ1（a））	○電子認証及びデジタル証明書（15.6条）
○ペーパーレス貿易行政（79条）	○ペーパーレス貿易（8条） ○電子商取引における協力（9条パラ（a））	○規制案件の協力（7条49項パラ1（e））	○ペーパーレス貿易（15.9条）
○オンライン消費者保護（80条） -プライバシー保護原則規定も含む	○オンライン消費者保護（6条）○オンライン個人データ保護（7条） ○電子商取引における協力（9条パラ（c））	○目的と原則（7.48条2項） -国際的な消費者保護の基準に沿った電子商取引の発展	○オンライン消費者保護（15.7条） ○オンライン個人データ保護（15.8条）
○民間の参加（81条）	○電子商取引における協力（9条パラ（g））		
○協力（82条）	○電子商取引における協力（9条）	○規制案件の協力（7条49項）	
○協力（82条2項パラ（b）） ○消費者/データ保護（電気通信サービス附属書9条1項パラ（a））	○電子商取引における協力（9条パラ（c））	○規制案件の協力（7条49項パラ1（c）/（d）） -迷惑メール対策と消費者保護	○要求されていない商業上の電子メッセージ（15.10条）
○サービス無差別待遇（74条） -サービス章・投資章で設定されている整合措置も適用除外 ○市場アクセス（75条） -サービス章・投資章で設定されている整合措置も適用除外	○透明性（3条）	○規制案件の協力（7条49項パラ1（b）） -情報の伝送/蓄積に関する仲介業者の信頼性	

日スイス経済連携協定	豪NZ・ASEAN 自由貿易協定	韓EU自由貿易協定	豪マレーシア自由貿易協定
09年2月署名 09年3月発効	09年2月署名 10年1月発効	10年10月署名 11年7月発効	12年5月署名 13年1月発効
○適用範囲（70条） ○総則規定（71条） ○定義（72条） ○例外（83条） -GATS/GATT一般例外条項・安全保障例外条項援用 -補助金・行政サービス・租税措置適用除外	○目的（1条） ○定義（2条）	○目的及び原則（7条48項パラ1） ○音響映像サービス適用除外（越境サービス貿易節7条4項パラ1、及び、設立節7条10項） -音響映像サービスは「韓EU文化協力議定書」にて規定。	○目的（15.1条） ○サービスの電子的提供（15.2条） ○定義（15.3条）
○物品貿易章・サービス貿易章・投資章・、知的財産章との調整規定（総則規定（71条パラ3）	○紛争解決章への不適用（10条）		
○デジタル・プロダクト無差別待遇（73条） -電子送信のみNT及びMFN規定（ただしNTは努力規定） -サービス章・投資章で設定されている整合措置も適用除外 -デジタル・プロダクト国籍決定に関する原則規定と説明義務設定 -発効5年後再協議規定			
○WTO関税モラトリウム確認規定（関税（76条）		○目的及び原則（7条48項パラ3） -電子的手段による送信に関税を賦課しない。脚注に「韓国は、電子的送信を物品/サービスのいずれとも予断しない立場」	○関税（15.4条）
○国内規制（77条） -GATS6条（国内規制）原則部分援用	○国内規制枠組（3条）		○国内規制枠組（15.5条）
○電子署名及び認証サービス（78条） -国内法に定められる特定取引例外規定あり -「正当な政府目的」等による例外規定あり	○電子認証及びデジタル証明書（5条）	○規制案件の協力（7条49項パラ1（a））	○電子認証及びデジタル証明書（15.6条）
○ペーパーレス貿易行政（79条）	○ペーパーレス貿易（8条） ○電子商取引における協力（9条パラ（a））	○規制案件の協力（7条49項パラ1（e））	○ペーパーレス貿易（15.9条）
○オンライン消費者保護（80条） -プライバシー保護原則規定も含む	○オンライン消費者保護（6条）○オンライン個人データ保護（7条） ○電子商取引における協力（9条パラ（c））	○目的と原則（7.48条2項） -国際的な消費者保護の基準に沿った電子商取引の発展	○オンライン消費者保護（15.7条） ○オンライン個人データ保護（15.8条）
○民間の参加（81条）	○電子商取引における協力（9条パラ（g））		
○協力（82条）	○電子商取引における協力（9条）	○規制案件の協力（7条49項）	
○協力（82条2項パラ（b）） ○消費者/データ保護（電気通信サービス附属書9条1項パラ（a））	○電子商取引における協力（9条パラ（c））	○規制案件の協力（7条49項パラ1（c）/（d）） -迷惑メール対策と消費者保護	○要求されていない商業上の電子メッセージ（15.10条）
○サービス無差別待遇（74条） -サービス章・投資章で設定されている整合措置も適用除外 ○市場アクセス（75条） -サービス章・投資章で設定されている整合措置も適用除外	○透明性（3条）	○規制案件の協力（7条49項パラ1（b）） -情報の伝送/蓄積に関する仲介業者の信頼性	

日豪経済連携協定	日モンゴル経済連携協定	中韓自由貿易協定	中豪自由貿易協定	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP)	日EU経済連携協定
14年7月署名 15年1月発効	15年2月署名	15年6月署名 15年12月発効	15年6月署名 15年12月発効	18年3月署名 18年12月発効	18年7月署名 19年2月発効
○基本原則 (1条) ○定義 (2条)、	○一般規定 (1条) ○定義 (2条)	○一般規定 (1条) ○定義 (8条)	○目的及び目標 (1条) ○定義 (2条)	○定義 (1条) ○適用範囲及び一般規定 (2条)	○目的及び一般規定 (8.70条) ○定義 (8.71条)
	○物品章、サービス章、投資章、知財章との調整規定 (1条一般原則)	○他章との関係 (2条) ○紛争解決の不適用 (9条)	○紛争解決規定 (11条)	○適用範囲及び一般規定 (2条)	○目的及び一般規定 (8.70条)
○デジタル・プロダクト無差別待遇 (4条) ○電子的送信のみNT, MFN規定 ○投資章、サービス章の適合しない措置、知財、政府調達、補助金、政府の権限の行使として提供されるサービスとの調整規定	○デジタル・プロダクト無差別待遇 (4条) ○キャリアメディアに搭載されたデジタル・プロダクトも含めNT, MFN規定。 ○政府調達、締約国又は公的企業が交付する補助金 (贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。)、サービス章のMFN例外リスト、約束表、投資章の留保表等に記載された措置は適用除外。			○デジタル・プロダクトの無差別待遇 (4条)	
○関税 (3条) -二国間「電子送信」への関税不賦課恒久義務化	○関税 (3条)	○関税 (3条)	○関税 (3条)	○関税 (3条)	○関税 (8.72条)
○国内規制 (5条)	○国内規制 (9条)		○国内規制の枠組み (5条)	○国内の電子的な取引の枠組み (5条)	○国内規制 (8.74条)
○電子署名 (6条)	○電子署名 (5条)	○電子認証及び電子署名 (4条)	○電子認証及びデジタル証明書 (6条)	○電子認証及び電子署名 (6条)	○電子認証及び電子署名 (8.77条)
○貿易実務に係る文書の電子化 (9条)	○貿易実務に係る文書の電子化 (8条)	○貿易に係る文書の電子化 (6条)	○貿易に係る文書の電子化 (9条)	○貿易に係る文書の電子化 (9条)	
○消費者の保護 (7条) ○個人情報保護 (8条)	○消費者の保護 (6条)	○電子商取引における個人情報の保護 (5条)	○オンラインの消費者の保護 (7条) ○オンラインの情報の保護 (8条)	○オンラインの消費者の保護 (7条) ○個人情報の保護 (8条)	○消費者の保護 (8.78条)
○協力 (10条)	○協力 (12条)				
		○電子商取引における協力 (7条)	○電子商取引における協力 (10条)	○協力 (15条) ○サイバーセキュリティに係る事項に関する協力 (16条)	○電子商取引に関する協力 (8.80条)
				○情報の電子的手段による国境を越える移転 (11条)	○データの自由な流通 (8.81条) -協定の発効から3年以内に、データの自由な流通に関する規定をこの協定に置くことの必要性について再評価する
	○要求されていない商業上の電子メール (7条)			○要求されていない商業上の電子メッセージ (14条)	○要求されていない商業上の電子メッセージ (8.79条)

	○コンピュータ関連設備の所在地に関する要求の禁止 (10条) ○ソース・コード (11 条) ○電子商取引に関する小委員会 (13条)		○透明性 (4条)	○電子商取引のためのインターネットへの接続及びインターネットの利用に関する原則 (10条) ○インターネット相互接続料の分担 (12条) ○コンピュータ関連設備の設置 (13条) ○ソース・コード (17 条) ○紛争解決 (18条)	○ソース・コード (8. 73 条) ○事前の許可を不要とする原則 (8. 75条) ○電子的手段による契約の締結 (8. 76条)
--	--	--	-----------	--	---